## 平成30年度第2回北海道農業·農村振興審議会主要農作物種子生産部会 議事概要

- **1** 日時 平成30年10月11日 (木) 15:30~16:45
- 2 場所 TKP札幌カンファレンスセンター カンファレンスルーム 6A
- 3 議題
- (1)「北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例(仮称)」の素案について
  - ・資料1、資料2、資料3及び参考資料により説明

## (2) 意見交換

## 【委員からの主な意見等】

- ・ 北海道は広く、地域ごとに作物・品種の適応性が異なる。また種子生産には多額の費用を要する。利益を追求する民間企業から需要に応じた種子が安定的に供給されるのか心配。
- ・ 自家採種の扱いはどのようになっているのか。
- ・ 滝川の遺伝資源部が保有する遺伝資源の管理はこの素案に盛り込まれているのか。
- ・ 主要農作物の優良品種について、「新たに民間事業者が種子生産を行う」とあるが、現状との 違いは何か。
- ・民間事業者が種子生産を行う品種についても、従来どおり道が優良品種として認定するのか。
- ・骨子案に対する意見が反映されており、生産者にも伝えることができる内容。
- ・ 夕張メロンや常呂のニンニクなど地域特産品の種子も保護されるのか。
- ・ 原原種等の生産に対する十分な財政措置をお願いする。
- 「基本理念」には「品種の開発」も入れたほうがいいのではないか。
- ・ 海外での品種登録については、どのように、どんな品種が行われるのか。
- ・素案の内容に賛成。小豆、いんげん、えん豆、そばも条例の対象とされたことは喜ばしい。
- ・ 勧告とはどのようなものか。助言・指導との違いは何か。
- ・ 知的財産の保護に関して、「品種育成者に対するその他の必要な支援」とはどのようなものか。
- ・ 第1回部会での意見等を素案に盛り込んで頂いたことに感謝。
- ・ 知的財産の保護について、農業競争力強化支援法第8条で定められた「都道府県等が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供」との整合性はとれるのか。
- ・ 育成者権の消滅後も優良品種の認定は継続されるのか。また種子生産も継続されるのか。
- ・ 第1回部会での意見を素案に取り込んでいただき感謝。小豆等も含まれたことで輪作体系維持 につながる。
- ・ 今後詳細ルールを決めていくに当たっては、地域の実態に即した内容となるようお願いする。
- ・新たに民間事業者が種子生産を行う仕組みについて、一部の地域でしか栽培されていない品種 こそ地元にとって大切な品種であり、固定の実需者ニーズもあるため、確かな品質の種子が必 要である。生産を民間に移行させるに当たっては、地元との十分な協議が必要。
- ・ ホクレンでは原原種生産を担っているが、技術的・財政的課題もあるため、道の支援をお願い する。
- ・ 温暖化や異常気象により作物の地域適応性が変わりつつある。台風に強い品種など、気象災害 に対応した新品種の開発をお願いする。

## (3) その他

特になし

以上